

菊陽町国民保護計画修正概要

修正概要

区分		改定理由等
法令改正関連等	基本指針の変更	① 国と地方自治体間の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、首相官邸と都道府県及び市区町村間で緊急情報を送受信する緊急情報ネットワークシステムEm-Net(エム・ネット)が整備されたことから、警報や避難の指示等の伝達に活用することを明記
		② 大規模集客施設や旅客輸送施設においては、町と施設管理者が連携して滞在者の避難等を確保することを追記
		③ 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処にあたってのスクリーニング、モニタリングの処置等追記

区分	改 定 理 由 等
法令改正関連等	<p>① 災害時要援護者について、避難行動要支援者と定義されたことを踏まえ、用語を変更</p>
	<p>② 市町村長は、平時から避難行動要支援者の名簿を作成、管理し、避難支援に活用することとなったことを踏まえ、避難支援に関する取組について整合</p>

区分		改 定 理 由 等
現状との乖離	町組織の変更等	① 行政組織の改変に基づき、土木部、経済部、危機管理防災課等の名称を変更するなど構成組織を変更
		② 町対策本部の代替機能についての見直し
	経年変化	① 気候、人口等の統計情報を更新、降水量、気温・人口分布等のグラフについては、削除
		② 薬事法の名称変更 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」